

韓国知的財産ニュース 2016 年 12 月後期

(No. 333)

発行年月日：2017 年 1 月 6 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、12 月 15 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 改正デザイン審査基準、1 月 1 日付で施行 (2016. 12. 28)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、知財権紛争共同対応の優秀事例を紹介 (2016. 12. 21)
- 2-2 政府、第 2 次国家知識財産基本計画を発表 (2016. 12. 28)
- 2-3 特許審判院、迅速審判の利用状況を発表 (2016. 12. 27)
- 2-4 公取委、クアルコムに 1 兆 300 億ウォンの課徴金 (2016. 12. 29)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 特許庁・文体部、人気キャラクターの偽グッズの合同取締りを実施 (2016. 12. 20)
- 3-2 産業財産権の紛争調停申請、近年急増中 (2016. 12. 23)

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 人工知能関連特許の登録動向 (2016. 12. 19)
- 5-2 2016 年弁理士合格者の実務修習がスタート (2016. 12. 19)
- 5-3 災難安全通信網技術の PCT 国際特許出願が増加中 (2016. 12. 19)
- 5-4 営業秘密保護管理システムの利用が急増 (2016. 12. 26)
- 5-5 屋外広告物に関する特許出願が増加傾向 (2016. 12. 26)

法律、制度関連

1-1 改正デザイン審査基準、1月1日付で施行

韓国特許庁(2016.12.28.)

韓国特許庁は、デザイン審査において創作性が認められる範囲を拡大する一方、デザインの保護対象を拡大することを主な内容とするデザイン審査基準を設け、1月から施行すると発表した。

これまで審査官は、六面体、円柱等の幾何学的図形のように誰もが知っている形状や模様のデザインの場合、簡単に創作することができると判断し、別途の証拠の提示なしに創作性の欠如によりデザイン登録を拒絶することができた。

これによって装飾を最小化し簡潔さを追求するミニマリズムデザイン (Minimalism Design) *は物品分野に関係なく、単純でありふれたデザインという理由で登録を受けられない傾向があった。

*機能や装飾的なものを可能な限り除去して単純さと簡潔さを追求するデザイン様式

しかし、今回の改正で当該デザインが属する業界でありふれた創作手法や表現方法であることが明らかな場合でない限り、審査官が必ず拒絶根拠となる証拠資料を提示するようにし、容易創作判断がより客観的かつ慎重に行われるようにした。

また、以前は一つの図面に二つ人以上の部分が離れて表現された場合、各部分が全体として一つの機能を行わないと1デザイン*として認められなかったが、全体ではなく各部分として一つの機能を遂行する場合でも1デザインとして認められるように改正した。

*デザイン登録出願において、一つの図面には一つのデザインのみ示さなければならない。

また、デザインとして登録を受けようとする物品が粉や粒の集まりからなっている場合でも角砂糖、固形セメントのように固形化して形を成している場合には、物品として

認めることにした。

*デザインの保護対象となる「物品」は一定の形を成していてその外観が具体的に特定されなければならないとの規定により、以前は粉や粒の集まりに過ぎないものは物品として認められなかった。

この他に、機能的特徴が強い自動車用部品の場合、類否判断時に類似の幅を比較的狭くみるようにし、先行デザインと違う部分が一部あればデザイン登録を受けられるようにした。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「今回の審査基準の改正により、創作性が認められる範囲が実質的に拡大され、デザイナーが丹念に作り上げたデザインが登録を受けられる道が開いた。これからも特許庁は、様々な形態のデザインが保護されるよう保護の範囲を広げていくだけでなく、出願人の利便性を高められる改善事項を見つけ出し、審査基準に積極的に反映する計画だ」と述べた。

関係機関の動き

2-1 特許庁、知財権紛争共同対応の優秀事例を紹介

韓国特許庁(2016. 12. 21.)

LED 照明製品を生産する P 社は、グローバル大手企業の攻撃的な特許権の行使によって紛争が予想されたが、莫大な費用負担と対応能力の不足で適切な対応を取れていなかった。しかし、同じ危険にさらされていた同種の会社とともに協議体を構成して特許の買い入れやパテントプール構築等によって、共同防衛をすることで、ロイヤルティを節約し対応力を高めることができた。

チキンフランチャイズの D 社は中国に進出したが、すでに中国の商標ブローカーの K 氏が商標を先取りしたことに気付いた。これを受け D 社は K 氏に商標を先取りされた他の国内企業と協議体を構成し、中国において共同で商標の異議申立てと無効審判を請求した。そして K 氏が悪意的な商標ブローカーということを主張することで、効果的に対

応することができた。

これらはいずれも特許庁が 2014 年から実施している「知財権紛争共同対応の支援事業」を通じて紛争を解決した事例だ。

特許庁は、韓国知識財産保護院とともにこのような支援成果と優秀事例を共有するために、12 月 22 日(木)リッツカールトンホテルにて「知財権紛争共同対応の優秀戦略発表会」を開催する。

今回の発表会は、共同の知財権紛争を効果的に解決するための優秀戦略を共有するとともに、事業に対する理解を高め、支援事業のサービス品質を向上させる目的から開かれた。

同支援事業に参加した企業関係者は「共通した知財権紛争課題を共有している企業が集まって協議体を構成することにより、個別的対応に比べてコストを削減することができただけでなく、被害企業間の円滑な情報共有等によって被害の証明が容易にできた」と言い、共同対応の重要性を強調した。

2-2 政府、第 2 次国家知識財産基本計画を発表

韓国特許庁(2016. 12. 28.)

政府は 12 月 23 日政府庁舎にて「第 18 回国家知識財産委員会(共同委員長:首相、民間委員長)」をク・ジャヨル民間委員長の主宰で開催し、「第 2 次国家知識財産基本計画(2017~2021)」等 3 つの案件を審議・議決した。

(第 1 号)第 2 次国家知識財産基本計画(2017~2021)

(第 2 号)「中小企業技術保護総合対策」の実施状況の点検及び今後の計画

(第 3 号)2017 年知的財産の主要政策課題の発掘

第 2 次国家知識財産基本計画は、知識財産基本法に基づき、2011 年から 5 年ごとに策定する知的財産(IP: Intellectual Property)分野の政府の最上位計画であり、第 4 次産業革命時代の到来に伴って激化している国家間、企業間の IP 競争に対応するための今後 5 年間の韓国 IP 戦略を盛り込んでいる。

「第4次産業革命を先導する IP 国家競争力確保」を目指し、5年間4兆7百億ウォンを投入し、①高品質 IP 創出及び事業化の活性化、②中小企業の IP 競争力の向上及び保護強化、③グローバル市場における IP 活動の支援強化、④デジタル環境下の著作権の保護及び公正利用の活性化、⑤IP 生態系の基盤強化等、5大戦略を推進することになる。

各案件における主要内容は次のとおりである。

〈第1号案件:第2次国家知識財産基本計画〉

[戦略1] 高品質 IP の創出及び事業化の活性化

1. IP と R&D の連携：現在、政府 R&D 課題の企画段階でのみ特許動向調査を実施しているが、これからは研究と活用等 R&D の全段階において IP を R&D と連携させ、強い特許を創出できるようにする計画だ。
 - そのために、R&D 直接費で IP 関連経費を使用できるようにし、大型事業(年間50億ウォン以上)の場合には、特許専担官(CPO)を置く予定だ。
 - 政府はこれを通じて2021年までに政府 R&D の優秀特許*の割合を2016年の10.8%から20%まで高めていくという計画だ。

*OECD で技術的・経済的価値を総合的に測定して算出した特許品質指標 (PQI:Patent Quality Index)3 等級 (全体 9 等級)

2. 新技術分野の標準特許の創出：第4次産業革命によって浮上している人工知能、仮想現実等、新技術分野において標準特許を確保できるように有望技術を「標準特許連携 R&D 事業」に指定し、「標準特許戦略マップ」を策定して集中的に支援する。
3. 公共研究機関の IP 管理強化：公共研究機関が保有している特許の質的水準と活用度を高めるために、特許出願前の事前審査を強化し、事業的価値が低い技術は出願を保留させ、長期末活用特許の活用度を向上させる。
4. IP の取引及び金融の活性化：IP の取引時に税制優遇を拡大し、IP 投資・融資を2016年の3000億ウォンから2021年までに1兆ウォン規模に拡大する計画だ。

[戦略2] 中小企業の IP 競争力の向上及び保護強化

1. 特許バウチャー制度の導入：中小企業が特許出願・登録、訴訟支援等、必要な IP

サービスを選択して使用できるように「特許バウチャー制度」を導入する。

2. 職務発明制度の拡散：職務発明優秀企業に対してはインセンティブ(政府事業の参加時に優遇等)を強化し、予約承継条項がある場合は従業員の発明が使用者に自動的に継承されるようにして行政を簡素化し、二重継承等の問題を解消する。また、職務発明の対象となる知的財産の範囲に「半導体配置設計」と「植物新品種」を追加する計画だ。
3. 特許控除制度の導入：中小企業が訴訟費用等について先に支援を受け、追って分割返済できる「先支援後返済」控除制度を導入する。
4. アイデア・営業秘密の保護：「アイデア・技術の奪取」、「トレードドレス*侵害行為」等を不正競争防止法上の「不正競争行為」に規定して制裁を強化する。
*色彩、大きさ、形等の商品やサービスの固有のイメージを表す複合的な無形の要素
5. 懲罰的損害賠償制度の導入：悪意的な営業秘密侵害については、損害額以上を賠償額として賦課する「懲罰的損害賠償制度」を導入する予定だ。
6. 迅速な紛争解決：中小企業の場合、多額の訴訟費用や長期間にわたる訴訟期間のため、訴訟対応が難しい点を考慮し、「事前紛争調停制度」を活性化して訴訟への負担を減らし、「集中審理制度」を導入して訴訟期間を短縮する計画だ。

[戦略3] グローバル市場における IP 活動の支援強化

1. IP-DESK の機能強化：現在の IP-DESK について、海外 IP 出願費用、IP 紛争解決及び事業化支援等、ワンストップ IP 支援ができるように見直す。
2. 先商標確保 - 後進出：海外における商標権侵害に対応するために、商標を取得した後で海外市場に進出できるように、現地における商標出願費用に対する支援等を拡大していく計画だ。
3. 特許共同審査の強化：韓国企業が海外で知的財産を迅速に確保できるように、中国等韓国との貿易規模が大きな国の特許庁と特許共同審査(CSP)*を持続的に拡大する。

*両国に同一の発明が特許出願された場合、審査に必要な先行技術文献情報を共有

することで審査結果の正確性・一貫性を向上させる制度(2015年9月から米国とで施行)

4. 名古屋議定書の対応：名古屋議定書の発効(2014年10月)に対応し、資源富国との協力を強化するとともに代替資源の開発を強化する。

[戦略4] デジタル環境下の著作権の保護及び公正利用の活性化

1. 著作権侵害への対応：著作権侵害の対応範囲をファイルの「違法共有」だけでなく、ファイルの「流出」、「アップロード」、「利用」等、全段階に拡大し、海外での著作権侵害に対する自動モニタリング及びリアルタイム対応システムを導入する。
2. 韓流等コンテンツの海外進出：韓流コンテンツの輸出国別に進出戦略を差別化し、著作権流通契約に関するコンサルティングや標準契約書を提供する等の支援を行う。
3. 次世代コンテンツの開発：文化技術 R&D 投資を拡大し、コンテンツ企業の成長のための母胎ファンドの文化アカウントを2016年の1兆5千億ウォン規模から2021年には2兆ウォン以上へと拡大する計画だ。

[戦略5] IP生態系の基盤強化

1. 新技術 IP 保護体制：人工知能、ビッグデータ等の新技術の IP 保護体制を整備し、IP 課題(人工知能創作物の権利を認める問題等)に対応するために、国家知識財産委員会内に「次世代知識財産特別専門委員会」を運営する予定だ。
2. IP 審査の品質向上：特許審査官の審査処理件数を適正化して特許無効率を下げ、先行技術の検索及び審査システムを高度化する。
※ 審査官1人当たりの年間審査処理件数
2015年：(韓国)221件、(日本)164件、(米国)73件、(欧州)57件
3. IP サービス業の活性化：民間 IP 価値評価機関(現在公共10カ所、民間3カ所)を拡大し、政府特許分析評価システム(SMART3)データベースの民間開放を拡大する。
4. IP 人的資源の拡充：小中高校の子供・生徒向けの発明・特許素養教育を強化し、知的財産先導大学を拡充(2016年15個→2021年30個)していく予定だ。

〈第 2 号案件: 「中小企業の技術保護総合対策」の実施状況の点検及び今後の計画〉

今年 4 月に策定した「中小企業技術保護総合対策」について、これまでの実施状況を点検した。計 44 の課題のうち、24 の課題が完了しており、残りの課題もほとんど円滑に進められている。

主な成果としては「ベンチャーキャピタル等から投資を受けた創業 3 年以内の企業」の出願を特許優先審査対象に含めたことが挙げられる。また、「中小企業技術保護統合相談センター」に通報機能を追加し、技術奪取事件について相談が終わったら後直ちに捜査が始まるようにした。さらに、中小企業向けの知財権訴訟保険商品を海外市場ごとに多様化し、団体加入時には保険料の割引も行った。

来年の上半期には、全国すべての地方警察庁に技術流出専門の捜査チームを立ち上げる等、中小企業の技術流出により迅速かつ積極的に対応する予定だ。

国家知識財産委員会は、中小企業技術保護総合対策に盛り込まれているすべての課題が円滑に履行され、現場にきちんと定着できるように点検し、中小企業の技術保護がさらに体系的かつ専門的に行われるようにする計画だ。

〈第 3 号案件: 2017 年知的財産の主要政策課題の発掘〉

「特許侵害損害賠償額の確定における貢献度算定基準確立」等、計 10 つの課題を発掘し、関係省庁と協力して来年から政策に反映する計画だ。

ク・ジャヨル国家知識財産委員会委員長は同日の会議で「韓国が第 4 次産業革命において優位に立つためには、世界をリードできる IP 政策と制度を早期に整えることが重要だ」と強調した。

2-3 特許審判院、迅速審判の利用状況を発表

韓国特許庁(2016. 12. 27.)

特許審判院が昨年 11 月から施行した審判ファースト・トラック*制度がきちんと定着しており、特許紛争の早期解決に大きく貢献していることが分かった。

*特許侵害紛争関連審判、スタートアップ企業又は 1 人創造企業が当事者である審判

等、緊急性を要する事件について3ヵ月以内に迅速に審決を行う制度

特許審判院によると、2015年11月～2016年11月までの審判ファースト・トラックの申請件数は429件(月平均33件)に達し、審判ファースト・トラックを利用した場合の処理期間は、約85日という。これは通常の審判処理期間(約9ヵ月)を約6ヵ月短縮させたもので、中小企業の時間・費用の負担を大幅に減らしている。

<審判ファースト・トラックの事例>

実際に、温水敷きパッドを製造する中小企業A社は、審判ファースト・トラックを利用して早期に紛争を解決することができた。A社は、特許を保有しているB社から特許侵害警告状を受けたが、技術調査結果B社の特許が無効という証拠を見つけた。そこでA者は、裁判所に非侵害確認訴訟を提起すると同時に、特許審判院に無効審判を請求した。一般的に無効審判は9か月以上かかるが、A社は新設されたファースト・トラック制度を利用したため3ヵ月で無効審決が出され、すべての紛争を終結させることができた。

審判ファースト・トラック制度の対象となるのは、紛争の長期化で困難を強いられる中小企業を支援するために導入されたもので、特許侵害訴訟が裁判所に係属中であつたり、警察・検察に立件された事件、1人創造企業やスタートアップ企業の事件、中小企業 - 大手企業間の紛争事件である。

これまでのファースト・トラック事件を分析した結果、裁判所で訴訟中にあり、又は警察・検察に立件された場合が全体の約91%を占めている。また、個人や中小企業による審判請求の割合が約77%に達していることから、中小企業に大きな恩恵を受けていることがうかがえる。

特許審判院のリュ・ドンヒョン審判政策課長は「審判ファースト・トラックは紛争への対応能力が弱い中小企業に大きな助けになる制度であるため、これからさらに発展させていきたい。また、主要事件については5人の合議体が審判するよう見直す等、審判品質の向上にも積極的に取り組む」と述べた。

2-4 公取委、クアルコムに1兆300億ウォンの課徴金

韓国公正取引委員会(2016.12.29.)

韓国公正取引委員会は、通信チップセット・特許ライセンス事業者、クアルコムインコーポレイテッド(Qualcomm Incorporated、QI)及び系列会社2社(以下、これらの3社を総称してクアルコムという。)の市場支配的地位の濫用行為について、是正命令に加え課徴金1兆300億ウォンを課することを決定した。

クアルコムは、移動通信標準技術であるCDMA、WCDMA、LTE等の標準必須特許(SEP:Standard Essential Patents)の保有者であって、モデムチップセットを販売している。

クアルコムの世界全体でのモデムチップセットの売上高と特許のロイヤリティー売上高は年間約251億ドルに達している。このうち、韓国市場での売上高は世界全体の約20%を占めている。

クアルコムはモデムチップセットの競合会社の要請にもかかわらず、チップセットの製造・販売に欠かせない移動通信標準必須特許のライセンスの提供を拒絶又は制限する措置を取ってきた。

また、チップセットの供給と特許ライセンス契約を結び付けチップセットの供給を武器に不当なライセンス契約の締結を強要した。

さらに、携帯電話メーカーに包括的ライセンスのみを提供し、正当な代価の算定手続きを経ずに一方的に定めたライセンス条件を強要した。一方、携帯電話メーカーの特許はクアルコムに無償でライセンスさせる等の不当契約を強要したこともあった。

クアルコムの違法行為によってモデムチップセット市場、移動通信SEPライセンス市場では、競争制限効果が発生した。他の事業者の研究開発活動を阻害して移動通信技術の競争における歪みをもたらした。

クアルコムの違法行為調査を終えた公取委は、昨年11月13日クアルコム社に審査報告書を発送し、今年7月以降、同意議決審議を含め計7回の全員会議を開催した。

特に、国内のサムスン電子・LG電子だけでなく、アップル・インテル・エヌビディア(以上米国)、メディアテック(台湾)、ファーウェイ(中国)、エリクソン(スウェーデン)等、世界各国のICT企業各社を審議に参加させる等、多角的に争点を審査した。

〈是正措置の内容〉

公取委はクアルコムに過去最大となる1兆300億ウォンの課徴金賦課を決定し、是正

命令も下した。

まず、モデムチップセット会社とライセンス契約を結ぶ場合、販売先の制限、チップセット使用権利制限等の不当な制約条件の要求を禁止した。

モデムチップセットの供給を武器に特許ライセンス契約を強要する行為も禁止し、関連契約条項を修正又は削除するようにした。

また、携帯電話メーカーとの契約の際に不当な契約条件の強要を禁止し、携帯電話メーカーが希望する場合には、既存の特許ライセンス契約を再交渉するように是正命令を下した。是正命令を受けた事実は携帯電話メーカーとチップセット社に通知し、新規契約又は契約変更時にその内容を公取委に報告するようにした。

今回の決定は、移動通信 SEP ライセンス、モデムチップセット市場で長期間不当に独占的地位を拡大してきたクアルコムのビジネスモデルを根本から是正するという点で意義がある。

携帯電話メーカーがクアルコムと対等な立場から FRAND ライセンス条件を交渉できる機会も保障されると期待される。

また、携帯電話メーカーとチップセット社の R&D 革新が正当な補償を受けることにより移動通信業界の公正な技術革新競争も回復するとみられる。

今後も公取委は、知的財産権の正当な行使を積極的に奨励する一方で、標準必須特許の乱用等、不当に競争を制限し消費者の利益を阻害する行為については厳しく対応する計画だ。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 特許庁・文部省、人気キャラクターの偽グッズの合同取締りを実施

韓国特許庁(2016. 12. 20.)

特許庁の商標権特別司法警察と文化体育観光部の著作権特別司法警察は、キャラクター一産業保護の重要性に対する認識を共有し、先月 21(月)~25(金)の 5 日間、新村や大学路・東大門等の地域で、偽キャラクターの流通撲滅に向けた合同取り締まりを実施した。

合同捜査チームは、上記地域で国内外の有名キャラクターの偽物を流通・販売した疑いで、金容疑者ら 10 人を在宅起訴し、おもちゃや携帯電話のアクセサリ等、キャラク

ター商品の偽物約1,800点(正規価格6千万ウォン相当)を押収したと20日明らかにした。

捜査の結果、金氏等、偽キャラクターの流通・販売業者らは、若者が多く訪れる大学の周辺で最近流行っている「UF0 キャッチャ」機械を複数設置しておいて、人気キャラクターおもちゃの偽物を景品として使ったとして、商標法又は著作権法に違反した疑いを持たれている。

また、業者らは人が多く集まる大学路等、市内の主な繁華街と外国人観光客に人気が高い東大門地域で衣類小売店や雑貨店等を運営し、偽のキャラクターおもちゃや衣類を販売していた。

今回の合同取り締まりは現行法上、商標に登録されていないキャラクターを著作権法違反で処罰することで、商標法適用の限界を解消する一方、商標法と著作権法に同時に違反した業者に対する警告を発するきっかけとなったという点で大きな意義がある。

特許庁のパク・ソンジュン産業財産保護協力局長は「今回の取締りは、知的財産権関連捜査機関間の合同取り締まりを通じてキャラクター商品を無断で盗用した流通業者らに対して警鐘を鳴らした良いケースとなる。これからも特許庁は、関連捜査機関と積極的に協力して高付加価値のコア産業として浮上している国内のキャラクター産業の保護に向けてさらに努力する」と話した。

3-2 産業財産権の紛争調停申請、近年急増中

韓国特許庁(2016.12.23.)

最近、特許、商標、デザイン等の産業財産権に関連する紛争の増加に伴い、これを当事者間の対話と合意を通じて解決する産業財産権紛争調停申請が増加している。

特許庁の産業財産権紛争調停委員会は1995年の設立以来、2016年11月まで計182件の産業財産権紛争を受付・処理した。2013年まで平均5件に過ぎなかった申請件数は2014年11件、2015年17件、2016年47件へと、急激に増加した。

最近、紛争調停委員会では、特許権、商標・デザイン権の侵害によって侵害中止や損害賠償を要求したり、専用実施権契約に関する契約内容の不履行等で長期間続いてきた

紛争を調停によって短期間で解決している。

一例として、ファッションアクセサリを生産する A 氏が特許権侵害を理由に B 氏を相手にした紛争調停を申請した事例がある。双方は、刑事告訴及び特許無効審判を進行中であって、相当な費用と時間がかかると予測されたが、産業財産権紛争調停委員会を通じて、調停案を導き出して訴訟と審判ともに取り下げ、双方が満足する補償金を支給することで調停が成立した。

特許庁は 2017 年から産業財産権紛争調停委員会の運営事務局を設置し、調停委員の拡大、1 人調停制度の導入等、制度改善を通じて産業財産権紛争調停制度をさらに活性化させる計画だ。

チェ・ドンギョ特許庁長は「産業財産権紛争調停制度の利用には費用がかからず、3 ヶ月以内に調停手続きが終了されるため、産業財産権関連紛争を低コストで速やかに解決することができ、国民に有用な制度だと思う。同制度についてより多くの国民の理解を深めるとともに委員会を合理的に運営できるよう最善を尽くす」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 特許庁、地理的表示団体標章に関する統計を発表

韓国特許庁(2016. 12. 13)

韓国特許庁は、地域特産物の名称の保護に向け 2005 年に商標法に導入された地理的表示団体標章登録に関する統計を発表した。

地理的表示団体標章については、2006 年「張興しいたけ」が第 1 号に登録されて以来、この 10 年間 332 件(2016 年 10 月末基準)が登録されるほど活発に使用され、地域経済の発展に大きく寄与した。

地域ごとに地理的表示団体標章の登録現況をみると、全国 17 の広域市/道のうち、全羅南道が高興柚子、康津青磁、光陽梅等 85 件で 1 位を占めており、次は慶尚北道で、尚州干し柿、清道セリ、義城ニンニク等 54 件、忠清南道は 40 件の登録標章を持っている。

また、全国 226 の市/軍/区の地理的表示団体標章の保有状況をみると、慶尚北道浦項市(浦項九龍浦のグァメギ等)、全羅南道珍島郡(珍島紅酒等)、済州特別自治道済州市(済州タチウオ等)がそれぞれ 9 件と 1 位となった。その次に、全羅南道新安郡が新安塩等 8 件、全羅南道光陽市(光陽梅等)及び全羅北道茂朱郡(茂朱ヤマブドウ等)がそれぞれ 7 件の地理的表示を登録している。

一方、地理的表示団体標章の登録現状を年度別にみると、2013 年に 54 件が登録され、過去 10 年間で最多を記録したが、2014 年 50 件、2015 年 35 件、2016 年(10 月末基準)40 件と、減少傾向にある。これは、全国 226 の市/軍/区でほとんど 1 件以上の地理的表示団体標章登録を保有(現在まで登録された地理的表示団体標章は 332 件)しており、地域の代表的な地域特産品は既に登録され保護されているためとみられる。

登録された地理的表示団体標章を商品別に見ると、332 件の登録事例の中で圧倒的な多数を占める 316 件が高麗人参、ナツメ、サバのような農・畜産物/林産物/水産物又はその加工品であり、康津青磁、南原木器のような手工芸品は 16 件が登録された。

商標法上、地理的表示団体標章は農林水産物のほかにも花紋席・螺鈿漆器のような手工芸品に対する登録が可能のため、地方自治体は今後こうした手工芸品の保護にもっと関心を持って登録に努力を傾けなければならないものとみられる。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「地理的表示団体標章は、地域特産物の名称を保護し、ブランド価値を向上させることで地域の所得増大に寄与する制度だ。地域住民の大切な共同資産である地理的表示関連制度を継続して補完・改善し、地域経済の活性化に向けさらに努力したい」と話した。

その他一般

5-1 人工知能関連特許の登録動向

電子新聞(2016. 12. 19.)

米マイクロソフト(MS)が第4次産業革命の柱である人工知能(AI)に関する特許を最も多く保有している企業であることが分かった。一方、国内企業はAIに係る技術や特許の

確保が急がれることが明らかになった。

情報通信技術振興センター(IITP)は、1995年から20年間IP5(米国・日本・欧州・中国・韓国)特許庁に登録されたAI特許の合計を出し、MSが最多の992件保有していると発表した。MS特許管理子会社である「マイクロソフト・テクノロジーライセンシング」も150件に上るAI特許を保有している。これを合わせると、MSが持っているAI特許は計1,142件と2位のグーグル(487件)の2倍以上となる。IBMとアップルはそれぞれ433件、262件で後に続いた。

事務機器メーカーである米国ゼロックスと、GM・ボーイング研究開発機関であるHRLラボラトリーズもそれぞれ151件と140件の特許を登録した。米国脳科学・AI技術企業であるヌメンタもAI特許を138件確保した。

アジアでは、日本事務機器・カメラメーカーであるリコーが9位(122件)に上がった。10位は、スマートフォンの映像揺れ防止ソフトウェア等、高級映像技術で有名なシリコンバレー企業「デジタルオプティクス」の欧州法人(110件)である。

MS・グーグル・IBM・アップル・ゼロックス等、上位5社が保有したAI特許では「音声理解」技術が多かった。IITPは、機械が人間の話を理解して多様な業務をこなす「AI音声秘書」がスマートフォンとオンラインサービス等で人気を集めているからだと分析した。

リコーは、視覚理解に関するAI特許に重点を置いた。同社は、工場の不良品検出装置や自律飛行無人機等において「人工の目」の役割をする視覚AIの開発に積極的に投資した。

HRLラボラトリーズは、人間の感情と空間等を認識する「状況理解」分野の特許が多かった。ヌメンタは知識を自ら学んでハイレベルの分析等ができる「学習及び推論」分野に注力した。

IITPは報告書において「MS等海外の先行会社がAI分野で大量に特許を出願して技術を先取りし、特許の壁を拡大している。国内のAI技術水準はまだ米国の69.5%に過ぎず、関連特許出願も先進国と比べて大幅に不足しており、対策作りが急がれる」と指摘した。

シン・ミョンジン記者 mjshin@etnews.com

韓国特許庁と国際知識財産研修院は12月19日から来年2月3日までの7週間の間、弁理士国家資格試験の合格者206人*を対象に弁理士実務修習集合教育を実施すると発表した。

*2016年の合格者202人+[2015年(1人)、2014年(2人)、2011年(1人)の合格者4人]

8月29日付の弁理士法施行令及び同法施行規則の改正案の施行によって、弁理士試験の合格者は、集合教育250時間を履修し現場研修6ヵ月を修了することで弁理士としての資格が取れるようになった。

今回の教育は、改正法令が施行された後、初めて実施される集合教育となる。

教育期間の間に教育生は、弁理士として備えるべき基本素養や国内外の知的財産関連制度について習い、出願・審判・訴訟等の弁理士の業務を行うための実習教育を受ける予定だ。

今回の教育は、計275時間*で(オンライン教育20時間を含む)、具体的には、素養教育、産業財産権法の実務、産業財産権出願実務、審判・訴訟実務等の科目で構成されている。

*義務教育時間である250時間に10%(25時間)を追加して教育プログラムを設計

※各科目別の必須履修時間は、素養教育10時間、産業財産権法実務50時間、産業財産権出願実務120時間、審判・訴訟実務70時間(計250時間)

教育生は、7週間の集合教育を通じて弁理士業界の現場で蓄積された経験やアイデアを身につけることで、実務能力を大きく向上させることができると期待される。

集合教育を修了した教育生は来年2月から6ヵ月間、特許法人や産業財産権業務を行う法務法人又は公共機関等の研修機関で研修を終え、正式に弁理士として第一歩を踏み出す。

一方、改正法令の施行により、弁護士も250時間の集合教育と6ヵ月の現場研修を履

修しなければ、弁理士資格が与えられなくなったため、国際知識財産研修院は 2017 年下半期ごろ、弁護士を対象にした集合教育を実施する計画だ。

パク・スンギ国際知識財産研修院長は「世界を舞台に競争できる知的財産専門人材を養成するのが当院の目標だ」とし、「教育生一人一人が韓国を知的財産大国に導く主役という心構えを持って今回の教育に積極的に参加してほしい」と呼びかけた。

5-3 災難安全通信網技術の PCT 国際特許出願が増加中

韓国特許庁(2016. 12. 19.)

最近の慶州で起きた地震やセウォル号沈没事故のような不測の災難事故が発生する時に、消防や警察、軍等の災害関連機関の間でリアルタイムでコミュニケーションを取ることができる災難安全通信網(PS-LTE)が注目を集めている。これに伴い、関連分野の技術開発と知的財産保護に向けた PCT 国際特許出願*が大幅に増加している。

*特許協力条約(PCT)に基づく特許出願のことで、一つの出願書を提出することにより世界の全加盟国(2016. 9. 現在 151 ヶ国)に同時に特許出願したのと同じ効果を持つ。

特許庁によると、出願公開された災難安全通信網の主要技術の国際特許は、2013 年 12 件だったのが 2016 年には 354 件に増加する等、この 4 年間計 687 件が出願公開された。

災難安全通信網の主要技術ごとの出願公開件数は「端末間直接通信」が 434 件(63. 2%)、「グループ通信」が 164 件(23. 9%)、「直接無線通信」が 64 件(9. 3%)、「単独基地局構築」が 25 件(3. 6%)となる。

出願人ごとに見ると、LG 電子が 255 件(37. 1%)と最も多く、次いで ZTE 48 件(7. 0%)、ノキア 46 件(6. 5%)、シャープ 43 件(6. 4%)、エリクソン 40 件(5. 8%)、ファーウェイ 35 件(5. 1%)、NEC 35 件(5. 1%)、サムスン電子 32 件(4. 7%)、クアルコム 30 件(4. 4%)の順となり、国内企業を含むグローバル通信会社による出願が多かった。

出願が受け付けられた特許庁を国別に見ると、韓国特許庁に 297 件(43. 2%)が出願され、最多となり、続いて中国特許庁に 110 件(16. 0%)、米国特許庁に 93 件(13. 5%)、日本特許庁に 79 件(11. 5%)、欧州特許庁に 58 件(8. 4%)が出願された。

災難安全な通信網技術分野の PCT 国際特許出願が目立つのは、国内企業による出願と韓国特許庁への出願が多いことである。これは、韓国政府が 2014 年に国家災難安全通信網の技術方式を PS-LTE に指定したことによって国内の関連通信会社が研究開発と標準化活動を活発に推進した結果とみられる。

特許庁のキム・ドンヨブ国際特許出願審査 2 チーム長は「災難安全通信網に関する技術を開発すると同時に、国際特許と国際標準を確保することが極めて重要である。そのために、国内の関連産業界が PCT 国際特許出願のような有効な制度をうまく活用できるように積極的に協力する」と話した。

5-4 営業秘密保護管理システムの利用が急増

韓国特許庁(2016. 12. 26.)

特許庁は、営業秘密保護管理システム利用企業が 2015 年 13 社から 2016 年 127 社へと大幅に増加し、現在約 900 人がシステムを利用していることを明らかにした。

営業秘密保護管理システムは、営業秘密管理に特化した内部文書管理システムであり、文書の秘密等級を付与してアクセス権限と外部への搬出をコントロールすることで、営業秘密文書を体系的に保護できるようにサポートする。さらに、役職員による文書の閲覧履歴や秘密保持誓約書の管理機能も提供する。

このシステムを利用することにより、企業の役職員の営業秘密管理の必要性に対する認識を向上するとともに、営業秘密の管理能力を向上することができるだけでなく、営業秘密紛争が発生したときにも秘密管理努力に対する立証資料として活用できる。

特許庁は今年、同システムの利用を本格的に拡大するために設置方法を簡素化し、ユーザーの便宜機能を追加する等、性能を大幅に改善した。また、システムの設置段階で利用方法についても教育を直接行い、不便事項に対して常時対応することによってユーザーの満足度も大きく向上した。

同システムを利用中の G 社は「保護管理システムを通じて文書の秘密等級の区分から、取り扱い人材の管理まで営業秘密管理機能の全般において統合的に活用できる」と満足しており、S 社は「一部の部署に試験的にこのシステムを導入したが、来年には会社全

体に拡大して使用する計画」と話した。

特許庁の産業財産保護協力局のパク・ソンジュン局長は「営業秘密は一度流出されると被害を食い止めるのが難しいので、事前予防が何より重要である。より多くの中小企業が保護管理システムを活用できるように努力していく」と述べた。

5-5 屋外広告物に関する特許出願が増加傾向

韓国特許庁(2016. 12. 26.)

デジタル技術を利用した屋外広告物に関する特許出願が増加している。

特許庁によると、デジタル広告媒体分野の特許出願は ICT 技術の発展に伴って 2000 年以前まで毎年 50 件未満だったのが 2001 年から 2010 年まで年平均 300 件、2011 年以降平均 600 件以上と、2000 年以前に比べて約 12 倍増加した。

屋外広告媒体として、かつては看板や広告塔、交通手段等が主流となっていたが、2000 年代以降、有無線通信技術とディスプレイ装置を活用したデジタルサイネージ(Digital Signage、いわゆる「電子看板」)等のデジタル広告媒体が浮上している。

代表的に、広告とユーザー、周囲の環境等が相互作用して作動する「インタラクティブ(InterActive)広告」が挙げられる。

人が広告物に触ったらこれに反応して広告物が生きているようにイメージやサウンド等を変えたり、広告の表示時間を増やす技術がこれに当たる。

また、周囲の環境変化をセンサーが感知して、広告イメージを変える技術もある。例えば、地下鉄が引き起こす風によって髪がなびくシャンプー広告が挙げられる。

最近では、拡張現実(VR)やメディアファサード(Media Facade、いわゆる「電子外壁広告」)等も新たな広告媒体として活用されている。

デジタル広告媒体に席を譲った伝統的広告媒体においても、従来の限界を克服するための技術発展がみられている。

代表的な技術に「踊るエア看板」がある。踊るエア看板は、布で作った造形物の内部に空気の注入と排出を繰り返すことで、まるで広告物が踊っているかのように見せる技術である。

初期はエア看板の形状や動作等が単純だったが、最近ではエア看板の動作を精巧に制御するだけでなく、音楽に合わせて踊る技術も出願されている。

特許庁の関係者は「今年7月に改正された『屋外広告物等の管理及び屋外広告産業振興に関する法律施行令』の施行により、デジタル広告媒体等を屋外広告物として利用できる法的基盤が整えられたので、最新のICT技術を取り入れた屋外広告物関連技術開発が活発になると思う」と話した。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記のURLにアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされているWebサイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム